

静岡県告示第278号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年4月4日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	伊東川奈八幡野線	伊東市富戸字沢向 1293番の95から	前	7.4~11.8	107.2
		伊東市富戸字沢向 1293番の31まで	後	9.9~13.3	107.2

=====

静岡県告示第279号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年4月4日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	三島裾野線	三島市幸原町二丁目 20番の4から	前	—	—
		三島市幸原町二丁目 18番の4地先まで	後	27.0~49.3	45.6